

鳥取県告示第 200 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年4月22日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 9 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 申請のあった年月日

平成19年2月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あかり広場

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

渡部 恵子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市皆生温泉二丁目2-8

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害のある人や高齢者などの社会的弱者の人たちが、一人の市民として主体的に社会参加し、生きがいを持って、自己実現に向けた地域生活を営めるように支援し、共生の地域づくりを目指すことを目的とする。